

# 入札心得

## (総則)

第1条 一般社団法人日本家畜商協会会長（以下「会長」という。）の所掌に属する「債務保証管理システム一部改修」に係るシステム開発の入札について、入札参加者が知りかつ守らなければならない事項は、法令その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

## (入札前の説明等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ公告、仕様書（入札仕様書、債務保証管理システム基本設計書）、契約書案等を熟知の上、入札しなければならない。

- 2 入札参加者は、前項の書類等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 3 入札参加者は、第1項の書類等についての不明を理由として意義を申し立てることはできない。

## (入札保証金及び契約保証金)

第3条 入札保証金及び契約保証金は免除する。

## (入札等)

第4条 入札参加者は、入札書（別紙様式第1号）を封印の上、入札者の氏名（法人にあっては、法人名）、入札件名及び開札日時を表記し、指定された場所及び時刻に入札箱に投函しなければならない。

- 2 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その委任状（別紙様式第2号）を持参させなければならない。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 5 入札参加者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

## (公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

## (入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)の欠く入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 仕様書等を添付することとされた入札にあっては、当該仕様書等が会長の審査の結果採用されなかった入札
- (9) 特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札
- (10) 入札書受領期限までに到着しない入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、入札を「保留」し、調査のうえ落札者を後日決定する。この場合は、最低の価格をもって入札した者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

- 2 入札を「保留」した場合は落札者を決定次第、結果を、落札者及び最低価格入札者(最低価格入札者と落札者が異なった場合のみ)に通知し、他の入札者にはその旨お知らせする。

(再入札)

第9条 開札の結果、落札者がいないときは初度の入札に参加した者に再度の入札を行うことを伝え、同一条件で直ちにこれを3回まで行うものとする。

- 2 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格入札者と協議して決定することができる。

(同価格の入札)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書の提出)

第11条 落札者は、会長から交付された契約書の案に記名押印の上(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)、落札決定の日から7日以内に会長に提出しなければならない。

ただし、会長が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札はその効力を

失う。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後この心得、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書等に使用する言語及び通貨)

第13条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

入 札 書

平成 年 月 日

一般社団法人日本家畜商協会会長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(代理人氏名)

印  
印)

¥ \_\_\_\_\_ (税抜き)

ただし、債務保証管理システム一部改修に係るシステム開発

上記のとおり、仕様書、入札心得等を承諾の上、入札します。

- 〔注意〕
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
  - 2 金額の訂正はしないこと。
  - 3 用紙は、A4判とする。
  - 4 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
  - 5 ( )内は、代理人が入札するときに使用すること。  
この場合、「代表者」は不要とする。
  - 6 印は外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者(代理人をもって入札に参加する場合には代理人)の署名をもって代えることができる。

# 委任状

一般社団法人日本家畜商協会会長 殿

私は \_\_\_\_\_ を代理人と定め、一般社団法人日本家畜商協会会長の発注する「債務保証管理システム一部改修に係るシステム開発」に関し、下記の権限を委任します。

## 記

入札及び見積りに関する一切の権限

代理人使用印鑑	印
---------	---

平成 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

- 〔注意〕
- 1 代理人使用印鑑は入札書に使用するものと同じものを押印すること。
  - 2 印は外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者及び代理人の署名をもって代えることができる。
  - 3 用紙は、A4判とする。